

株式会社イベント(以下、「甲」と言う)が埼玉りそな銀行・埼玉県より受託運営するWEBページ(以下「本件サイト」といふ)。URL:https://noutoshoku-online-saitama.com/上で、甲が2021年11月24日(水)から2022年2月25日(金)の間開催する農と食のオンライン展示・商談会 in SAITAMA 2022(以下、「本オンライン展示会」といふ)に、本オンライン展示会出展申込者(以下、「乙」といふ)が出展するにあたり、甲と乙は、以下の契約条項を遵守することに合意し、本日、出展契約(以下「本出展契約」といふ)を締結するものとします。

#### 第1条(出展申込・契約)

- (1) 本出展契約は、乙が提出した本出展申込書を甲が承認した時点をもって成立します。
- (2) 甲は、乙からの本出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を乙に発送します。乙は、甲が請求する出展料金を甲が指定する期日までに甲に銀行振込の方法により支払わなければなりません。
- (3) 甲が乙からの出展料金の入金を確認した後に、甲は乙に対し、出展者の本件サイト管理ページ(URL:https://noutoshoku-online-saitama.com/以下「管理ページ」といふ)IDとパスワードを乙に発行します。
- (4) 出展料金に関しては、本オンライン展示会の開催期間最終日の消費税率を適用します。
- (5) 甲が指定した期日までに出展料金の入金を確認できない場合、甲は乙に対し掲載スペースにおける出展者情報掲載の中止を行います。

#### 第2条(契約期間)

本出展契約の契約期間は、前条第1項に定める本出展契約成立の時から、本オンライン展示会終了後乙の甲に対する全ての金銭の支払義務の履行が完了するまでとします。

#### 第3条(本件サイトの使用期間)

乙による本件サイトの使用期間は、2021年11月24日(水)から2022年2月25日(金)までとします。

#### 第4条(乙による本出展契約の解約)

- (1) 乙は、甲にその旨書面で申し出て、甲の承諾を得た場合に限り、本出展契約を解約することができます。この場合、甲は理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。

#### 第5条(甲による本出展契約の解約と変更)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、書面による通知により、本出展契約を解約・変更することができます。なお、甲は、理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。本オンライン展示会の会期中、本出展契約が解約された場合、甲の指示に従い、乙は直ちに一切の出展行為を中止しなければなりません。

- ① 乙による出展が本オンライン展示会の開催趣旨に反する恐れがある場合
- ② 乙が公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある場合
- ③ 乙が他の出展者に不都合を生じさせる恐れがある場合
- ④ 本出展申込書に虚偽の記載がある場合
- ⑤ 本出展申込書の記載事項に変更が生じ、当該変更によって甲の承諾を得られない場合
- ⑥ 乙が第7条ないし第12条に掲げる事項について違反し、または違反している場合
- ⑦ 乙が、他の出展者、来訪者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為を行った場合
- ⑧ 乙が、本契約条項、もしくはその他甲が別途定める規定に反した場合、または甲の指示に従わない場合
- ⑨ 乙が、第1条第(2)項、第19条に基づき甲が指定する期日までに、乙による所定の金融機関への出展料金、オプションサービス料金を支払わない場合
- ⑩ 乙に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的破産手続開始の申立てがなされたとき、支払いの停止もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、または、乙の重要な資産につき差押えにより差押え、仮差押え、保全処分、差押え、競売手続の開始その他強制執行手続きもしくは担保権実行手続きが開始されたとき
- ⑪ その他乙の間で本出展契約を存続させること、または乙が本オンライン展示会に出展することにつき、本オンライン展示会の管理、運営上支障がある場合

#### 第6条(本オンライン展示会の会期の変更及び中止)

(1) 火災、地震、洪水、風害、悪天候、疫病、爆発、暴動、内乱、テロ行為、その他の事故及び事件、戦争、ストライキ・ロックアウト・ボイコットその他の労働争議、法令、政府・官公庁・地方自治体による命令又は規制、特殊な経済事象・法令改正、または上記天災や事故等その他不可抗力により、本オンライン展示会の開催が困難となった場合、コンピューターまたは通信回線が事故により停止した場合、その他甲の責めによらない事由により本オンライン展示会の開催に支障が生じた場合は、甲は、本オンライン展示会の会期を変更し、または開催を中止することができます。

(2) 前項より本オンライン展示会の会期が変更された場合、乙はかかる変更を理由として、本出展規約を解約・変更することができます。また、甲は、これにより乙に生じた直接、間接の別を問わずその損害の賠償する責任は一切負わないものとします。

(3) 第(1)項により開催が中止された場合、甲は、何等の催告なく、本出展契約を解約することができます。甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。なお、甲が本項に基づき本出展契約を解約する場合、既納の出展料金およびその他各種料金のうち、既発生費用を控除した残額に限り返金します。

#### 第7条(出稿準備)

本件サイト内における乙の出展スペース(本件サイトにおける出展者掲載ページ内の乙割当部分。以下「乙掲載スペース」といふ)内に掲載する出展者情報(画像・文章含む。以下「出展者情報」といふ)に関する準備は、乙が自らの責任において行わなければならないものとします。

#### 第8条(出展者情報の掲載)

- (1) 乙は、甲から付与された本件サイトIDとパスワードにより管理ページへログインし、出展情報登録フォームから乙の出展者情報を登録完了して、甲に対し出展者情報掲載の申込を行うものとします。
- (2) 甲は、乙から乙掲載スペースに対する出展者情報掲載申込を受けた場合には、直ちにスペース確認および甲の指定するフォーマットに記載された内容の確認を行い、甲の定める「出展者情報掲載基準」(公序良俗に反しない等)内容に関する基準)に基づき審査し、合格した出展者情報を甲の指定する規定(サイズ等)形式に関する基準)および個別契約に記載された条件に従い乙掲載スペースに掲載するものとします。なお、乙による出展者情報が、出展者情報掲載基準に合格しなかった場合は、速やかにその旨を乙に通知するものと、甲乙協議の上、甲の定める出展者情報掲載基準を満たす出展者情報の再送を乙に求めるか、個別契約を解除するかを甲が決定するものとします。
- (3) 甲が合理的な根拠に基づき、出展者情報掲載基準を満たさないと判断した出展者情報につき、当該出展者情報の出展者情報掲載を行わなかったことに起因して、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条(出展物)

乙は、甲が「出展者募集のご案内」で定める「出展物」に記載された物で、事前に甲の承諾を受けた物のみを乙掲載スペースにおいて出稿・展示することができるものとします。

#### 第10条(保証)

(1) 乙は、甲に対して次の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合または違反していることが発覚した場合、乙は、甲に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければなりません。

- ① 乙が、本オンライン展示会における出展者として、(i)出展、来訪者、その他第三者との間の取引等、ならびにこれらの準備等の行為をするために必要な権利を全て有していること、(ii)当該行為により来訪者を含むいかなる第三者の権利も侵害すること、ならびに(iii)当該行為が特定商取引法、その他の法令等に違反しないこと。
- ② 乙もしくは乙の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。)、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集团的もしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者(以下総称して「反社会的勢力等」といふ。)ではないこと。
- ③ 乙が反社会的勢力等に乙の名義を利用させ、本出展契約を締結するものではないこと。

(2) 乙は、甲に対し、出展者情報あるいは出展物の内容に関して、以下の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合または違反していることが発覚した場合、乙は、甲に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければなりません。

- ① 第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、パブリシティ権、その他一切の権利を侵害しないこと
  - ② 必要な権利処理の一切が完了していること
  - ③ 適用ある法令、官公庁の公表するガイドライン、業界団体の自主規制、慣習に違反するものでないこと
  - ④ 虚偽の記載が含まれていないこと
  - ⑤ コンピュータウイルスその他の有害な情報を含む内容ではないこと
  - ⑥ 公序良俗に反するものではないこと
  - ⑦ 前各号のほか、乙の定める出展者情報掲載基準に違反していないこと
- (3) 乙は、出展物及び出展情報に関する問い合わせ、苦情等および乙が前項に違反したとしてなされた一切の問い合わせ、苦情、申立て、紛争等に対し、本契約および個別契約の有効期間中および終了後を問わず、甲に代わって自らの費用と責任において対応すると共に、甲が前項に違反した場合に乙が被った全ての損害を賠償する責を負うものとします。

#### 第11条(遵守事項等)

- (1) 乙は、本出展契約条項およびその他甲が別途定める規定を遵守しなければなりません。また、甲は、甲が必要と認める場合には、諸規定を変更することがあります。この場合、乙は変更後の新規定を遵守しなければなりません。
- (2) 乙は、本オンライン展示会の来訪者その他第三者との間で生じたトラブルの一切について、自らの責任と負担において解決しなければならず、甲に対して損害を一切及ぼさないために必要とされる全ての措置を行わなければならないものとします。

#### 第12条(禁止事項)

- 乙は次の行為をすることができません。万一、乙がかかる行為をした場合、甲は乙に対し乙掲載スペースにおける出展者情報掲載の中止を行います。甲は、これにより生じる費用ないし損害を乙に請求することができます。
- ① 出展者専用ページにおいて割り当てられた乙掲載スペースの全部または一部を、有償・無償問わず、第三者に担保として供し、譲渡し、もしくは貸与または出展者相互間で交換すること。
  - ② 他の出展者、来訪者および甲に迷惑となる行為を行うこと。
  - ③ 乙掲載スペースを使用して法令により販売が禁止されている展示物の掲載・販売を行うこと
  - ④ 乙掲載スペースを使用して、知的財産権・肖像権等の法的権利を侵害する展示物(模倣品)の掲載・販売を行うこと。
  - ⑤ 甲が掲載・販売を禁止する展示物を乙掲載スペースを介して掲載・販売すること
  - ⑥ 第11条各項に掲げる事項について違反するおそれが生じる行為をすること。
  - ⑦ 第5条各号に該当するおそれを生じさせる行為をすること。
  - ⑧ 本出展契約条項およびその他甲が別途定める規定において禁止された行為を行うこと。

#### 第13条(乙の義務・責任)

- (1) 乙は、出展物、出展者情報に関し全責任を負担するものとし、第三者から問い合わせ(出展情報登録フォーム内の問い合わせメールへの対応を含む)、異議、請求、申立て等を受けた場合、自己の費用と責任でこれに対応するものとし、甲を免責します。
- (2) 乙は、自らおよびその代理人等の不注意によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の責任を負わなければならないものとします。
- (3) 乙は、自己の責任において、管理ページIDおよびパスワードを適切に管理するものとします。
- (4) 乙は、いかなる場合にも、管理ページIDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。甲は、管理ページIDとパスワードの組み合わせが、甲が管理している情報と一致してログインされた場合には、その管理ページIDを発行している乙自身による利用とみなします。
- (5) 管理ページID及びパスワードが第三者によって使用されたことによつて生じた損害は、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条(甲による管理)

(1) 甲は、本オンライン展示会の会期および準備期間中、善良なる管理者の注意をもって、本オンライン展示会の円滑な運営に努めます。甲が、乙に対し、本オンライン展示会に関し、掲載の中止・制限その他必要な措置を求める通知をした場合は、甲は、自らの費用で当該必要な措置を即時にとらなければならないこととなります。

- (2) 甲は、本件サイト、管理ページおよび乙掲載スペースを、定期的かつ継続的に、閲覧可能な状態に維持・管理するものとします。
- (3) 甲は、本件サイト、管理ページおよび乙掲載スペースの維持・管理に支障が生じた場合またはその恐れがある場合、乙に対し、その旨を遅滞なく連絡するものとし、また、乙掲載スペースの代替スペースの提供等出展者情報主のために適切な措置を一切のものとし、但し、以下の事由に基づき、本件サイト、管理ページおよび乙掲載スペースの運営に支障が生じた場合またはその恐れがある場合については、甲は一切責任を負わないものとします。

- ① 天災、疫病外不可抗力に基づく場合
  - ② その他、甲の責に帰すべからざる事由に基づく場合
- (4) 甲は、本件サイト、管理ページおよび乙掲載スペースの維持・管理の一部又は全部を第三者に再委託することができるとします。ただしこの場合、甲は、当該第三者に対し、本契約および個別契約に基づき甲が負う義務と同一の義務を課すものとし、その遵守につき連帯して責を負うものとします。

#### 第15条(出展者情報掲載条件の変更)

甲および乙が、出展者情報掲載決定後に出展者情報内容、掲載期間等の変更を希望する場合には、直ちに相手方へその旨通知し、甲乙協議の上、対応を決定するものとします。

#### 第16条(出展者情報配信・出展物掲載販売の停止)

- (1) 甲は、出展者情報ないし出展物が第10条第(2)項に違反する場合、あるいは、乙が第12条に違反する出展者情報を乙掲載スペースに掲載し、出展物を展示・販売した場合、乙に対し、その出展者情報あるいは出展物の掲載中止と即時撤去を求める通知をすることができます。通知を受けて乙は当該出展者情報あるいは出展物の掲載中止と即時撤去をしなければならないものとします。この場合にかかる費用は乙の負担となります。
- (2) 前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該出展者情報の掲載中止と出展物の撤去をすることができる。甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担とします。乙は、これについての一切の請求・異議申立て等できません。
- (3) 甲は、乙が甲の前項の通知に従わない場合、みずからの判断により必要な措置をとることができます。この場合、当該措置に係る費用は乙の負担とし、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。
- (4) 甲は、本件出展者情報の内容あるいは出展物が、第8条ないし第9条に違反していると合理的に判断した場合は、本件出展者情報の掲載その他関連業務の遂行を停止することができます。
- (5) 前項に基づき甲が自らの業務の遂行を停止した場合であっても、甲は甲又は出展者情報主に対して一切の責任を負わないものとします。

#### 第17条(甲の免責)

- (1) 本オンライン展示会の運営に際し、甲の責めに帰さない不可抗力な事由によって、乙に損害が発生した場合、甲は、直接、間接の別を問わずその損害を賠償する責任は一切負わないものとします。
- (2) 乙のインターネット通信状況、甲乙に問わずインターネット環境の障害によって起きた問い合わせ障害について、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。
- (3) 甲は、甲が制作した出展者情報の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に対しての責任は一切負いません。
- (4) 甲は、本オンライン展示会に起因して乙に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。
- (5) 甲の責めによる事由により甲が損害賠償義務を負担する場合であっても、甲は、甲の過失(重大過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により乙に生じた損害のうち特別な事情が生じた損害(甲または乙が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、甲の過失(重大過失を除きます。))による債務不履行または不法行為により乙に生じた損害の賠償は、乙から受領した出展料金の額を上限とします。
- (6) 甲は、本オンライン展示会に関して、乙と他の出展者間または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。
- (7) 甲は、乙に対し、乙掲載スペースにおける出展者情報の掲載場所、掲載効果、特定の目的への適合性、売上向上その他何らかの成果が生じることにに関して何ら保証を行うものではなく、その責任も負担しないものとします。

#### 第18条(甲による乙情報の取り扱い)

- (1) 甲は、乙の個人情報等を本オンライン展示会の開催にあたって必要な情報のやりとりのために使用できるものとします。
- (2) 甲および埼玉りそな銀行・埼玉県は、本オンライン展示会および甲・埼玉りそな銀行・埼玉県が開催運営する他事業・サービスの広告宣伝のための電子メールおよびその他広告宣伝物を、乙に対し、送信することができるものとします。
- (3) 乙は、甲が必要と認めた場合、指定する協力会社および本オンライン展示会の取材・特集企画を行う業界誌に、甲が、乙の出展者情報を提供することに同意するものとします。

#### 第19条(オプションサービス使用等に伴う支払料金)

乙は、本オンライン展示会の出展にともない、出展料金以外に、甲が提供するサービス(以下、「オプションサービス」といふ)を必要とする場合には、甲に対し、本出展申込書により申込み、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならないものとします。オプションサービス料金については、本オンライン展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

#### 第20条(遅延損害金)

- (1) 甲および乙は、本契約条項に別途定める場合を除き、本契約条項上の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日(同日を含む。)から当該履行を遅延した債務(以下、本条において「履行遅延債務」といふ。)の全額を履行した日(同日を含む。)までの期間につき、履行遅延債務の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに、相手方に支払うものとします。
- (2) 前項の遅延損害金の算出方法は、両端および1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てるものとします。

#### 第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本出展契約(本出展申込書含む)に関して生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第22条(準拠法)

本出展契約(本出展申込書含む)は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとします。

#### 第23条(その他)

本契約条項に定めのない事項については、甲の判断によるものとします。